

様式第 6

認定申請書

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 6 号まで及び同項第 15 号の事由に該当する場合)

申請書類を郵送する日
又は直前の年月日を記
載してください。

令和〇年〇月〇日

国の様式を使用する場合、「都
道府県知事」⇒「神奈川県知事」
に修正してください。

神奈川県知事 殿

会社所在地、会社名、代表者
の氏名は、会社の登記簿謄本
と同様の記載とします。代表
者の氏名は記名で差し支えあ
りません（押印不要）。

郵便番号 243-0435
会社所在地 神奈川県海老名市下今泉 705-1
会社名 株式会社かながわ中小企業
電話番号 046-235-5620
代表者の氏名 神奈川 継夫

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び同項第 15 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 主たる事業内容	不動産の仲介・賃貸・販売
2 資本金の額又は出資の総額	10,000,000円
3 常時使用する従業員の数	4名

いずれの項目も、添付資料
（登記事項証明、従業員数
証明書等）と整合した内容
を記載してください。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 申請者が個人である場合、記名欄には郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載する。
- 3 次に掲げる書類を添付する。
 - (1) 申請書（別紙 1 及び 2 を含む。）の写し



(別紙 1)

経営の承継を行うこととなった原因

1 申請者が会社である場合は、下記の該当する事項を記載する。

(1) 代表者（代表者であった者を含む。）が死亡したこと。

氏名

死亡日

(提出書類)

戸籍謄本等

代表者（先代）の退任日は、登記事項証明（履歴事項全部証明書）等に記載のとおりに記載してください。また、退任理由を高齢とする場合は 60 歳以上を目安としてください。

(2) 代表者が退任したこと。

氏名 神奈川 先代

退任日 令和〇年〇月〇日

退任理由 高齢（××歳）であったため、計画的に事業承継を進め、この度、経営交代を実行したことによる。

(提出書類)

登記事項証明書等

2 申請者が個人である場合は、下記の該当する事項を記載する。

(1) 他の中小企業者である個人が死亡したこと。

氏名

死亡日

(提出書類)

戸籍謄本等

(2) 他の中小企業者が事業を譲渡した（する）こと。

氏名

事業を譲渡した（する）日

(提出書類)

他の個人である中小企業者との間の事業の譲渡に関する契約書

当該記載例は、最も利用される方が多い「会社の代表者（後継者）が先代経営者等から株式を買取るにあたり信用保証を利用するケース」を想定しています。なお、全体構成を分かりやすくするため、当該ケース以外の様式の一部を省略していますが、実際の申請に当たっては省略しないでください。

(別紙 2)

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

第1項は、会社が信用保証協会の信用保証【経営承継関連保証】を利用する場合の記載欄になります。
申請者：会社
利用者：会社

1 申請者が会社であり、法第13条第1項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する株式を取得する必要があること。
取得する株式の価格

(提出書類)

- 1 認定申請日における株主名簿の写し
- 2 申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類

(2) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称及び価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者及び金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者及び金額

(提出書類)

- 1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類
- 2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

(省略)

当該記載例では、様式の一部を省略していますが、実際の申請に当たっては省略しないでください（以下同様）。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

(省略)

(5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

(省略)

(6) その他諸費用が生じたこと。

(省略)

第2項は、個人事業主（後継者）が信用保証協会の信用保証【経営承継関連保証】を利用する場合の記載欄になります。
申請者：個人事業主
利用者：個人事業主

2 申請者が個人であり、法第13条第1項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
取得する動産の名称と価格
返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額
支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額
(省略)
- (2) 申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
相続税又は贈与税の見込額
(省略)
- (3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。
(省略)
- (4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
(省略)
- (5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
(省略)
- (6) 申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。
(省略)
- (7) 申請者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること。
(省略)
- (8) その他諸費用が生じたこと。
(省略)

第3項は、会社の代表者（後継者）が信用保証協会の信用保証【特定経営承継関連保証】を利用する場合の記載欄になります。
申請者：会社
利用者：代表者

3 申請者が会社であり、その代表者が法第13条第2項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

選択した該当事由（資金ニーズ）がわかるように、(1)(2)…の該当番号に○を付してください。

(1) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。

取得する株式等の価格 @126,358円/株×200株=25,271,600円

(提出書類)

- 1 認定申請日における株主名簿の写し
- 2 申請者の代表者が譲受けの申込みをした株式等の価格を証する書類

(2) 申請者の代表者が、当該申請者以外に株式等を取得する必要があること。

株式数・株式の価格等について、添付書類（株価算定書類、株式譲渡契約書等）の内容と整合した金額を記載して下さい。

取得する不動産の所在地及び地積

なお、こちらに記載した金額は、株式等の取得価格であり、融資の希望額ではありませんが、原則として金融支援（融資・保証）の上限となることがあります。

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(省略)

(3) 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

(省略)

(4) 申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

(省略)

(5) 申請者の代表者が有する当該申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価額弁償をすること。

(省略)

(6) その他諸費用が生じたこと。

(省略)

第4項は、会社の代表者（後継者）が【日本政策金融公庫の融資】を利用する場合の記載欄になります。

申請者：会社
利用者：代表者

4 申請者が会社であり、その代表者が法第14条第1項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。

(省略)

(2) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

(省略)

(3) 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

(省略)

(4) 申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

(省略)

(5) 申請者の代表者が有する当該申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価額弁償をすること。

(省略)

(6) その他諸費用が生じたこと。

(省略)